

第十三回国会 大蔵委員会 議録 第四十七号

昭和二十七年四月十日(木曜日)

午前十一時二十六分開議

出席委員

委員長代理 理事 佐久間 徹君

理事 内藤 友明君 理事 松尾トシ子君

大上 司君

島村 一郎君

藤枝 泉介君

宮崎 靖君

深澤 義守君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局法規課長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

大蔵事務官(主税局長)

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案

(参議院提出、参法第二号)

在外資産の調査に関する諮問外五件

(周東英雄君紹介)(第二〇三三三三)

の審査を本委員会に付託された。

同日

本日の会議に付した事件

国有財産特別措置法案(内閣提出第

五九号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基く行政協定の

実施に伴う所得税法等の臨時特例に

関する法律案(内閣提出第二三三三)

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基く行政協定の

実施に伴う関税法等の臨時特例に

関する法律案(内閣提出第二三四号)

日本国とアメリカ合衆国との間の安

全保障條約第三條に基く行政協定の

実施に伴う国有の財産の管理に

関する法律案(内閣提出第二三五号)

同日

委員川野芳滿君辭任につき、その補

欠として藤枝泉介君が議長の名で

委員に選任された。

同日

松尾トシ子君が理事に補欠当選し

た。

四月四日

地方公共団体職員給與改善のため

の地方公共団体に対する国の貸付金

に係る債務の免除等に関する法律案

(内閣提出第一五三三)

同日

委員川野芳滿君辭任につき、その補

欠として藤枝泉介君が議長の名で

委員に選任された。

同日

松尾トシ子君が理事に補欠当選し

○佐久間委員長代理 御異議なしと認

めまして、松尾トシ子君を理事に指名

いたすことといたします。

同日

○佐久間委員長代理 次に国有財産特

別措置法案、日本国とアメリカ合衆国

との間の安全保障條約第三條に基く行

政協定の実施に伴う所得税法等の臨時

特例に関する法律案、日本国とアメリ

カ合衆国との間の安全保障條約第三條

に基く行政協定の実施に伴う関税法等

の臨時特例に関する法律案、及び日本

国とアメリカ合衆国との間の安全保障

條約第三條に基く行政協定の実施に伴

う国有の財産の管理に関する法律案の

四法案を一括議題といたしまして、前

会に引続き質疑を継続いたします。質

疑は通告順によつてこれを許します。

松尾トシ子君。

○松尾委員 委員の御出席がたいへん

悪いのでまことに残念ですけれども、

せつかく政府委員の方々に御出席を願

いましたので、少しお尋ねを申し上げ

ます。

今議題となりましたうちの所得税法

等の臨時特例に関する法律案について、

一、二点お尋ねをいたそうと思ひます。

近く独立も見まして、独立が成立しま

すと、占領軍が駐留軍にかわつて来る

と思ひますけれども、この法律が実行

されますと、税の治外法権的な感じを

受けるのでございませぬ。具体的に御説

明いたしますと、朝鮮行きの陸海空軍

の交代地となつて現在の日本の領土

におきまして、この法律が施行され

た後に、政府は駐留軍と朝鮮行き

いわけの困通軍と申しますか、これの

見わけを一体どこにつけて、この所得

税法を実施なさるか。その御見解を聞

いてみたいと思ひます。たと

えば政府は、きつと休戦が成立するか

もしれないということをおつしや

れるでしようけれども、今の世界情勢

から申しまして、休戦のあかつきに

も、全米軍が朝鮮から撤退するよう

なことは望めないと思ひますので、こ

の点が税法の上から見ても、非常に重

なる見地ではないかと思ひます。ご

ざ

○平田政府委員 この所得税法の臨時

特例に関する法律の適用を受けま

す、その第二條に明らかにいたしてお

りますように、つまりアメリカ合衆

国及びその軍隊でございまして、こ

の軍隊といふことの中には、「日本国と

アメリカ合衆国との間の安全保障條約

に基き日本国の領域及びその附近に配

備される合衆国の陸軍、海軍又は空軍

をいう。」という定義がはつきりして

おりますので、従つてこの特例法の適用を

受けますのは、ここに規定してござい

ます。国際連合軍の關係はやや事情が違

いますので、そういうものにつきます

て、いかなる法律上の待遇を與えるか

という点につきましては、目下外務

省を中心として話し合ひ中ではござい

まして、過渡期としまして若干の特例が

おそらく認められることになるのでは

ないか、その後のことになりま

す。

○松尾委員 そういたしますと、たま

たま朝鮮建設のために、日本が助ける

というふうなかつこうになりがちだと

思ひますので、この見解は、ただい

ま御説明になりましたように、後に特

定の規約を設けてこれに当てると申し

ますから、その辺にいたしておきまし

て、次にお尋ねをいたしたいのは、こ

のごとく、合衆国軍隊並

びに軍属、その家族の日本滞在中の個

人用動産を譲渡する場合には、譲渡所

得を課さないというふうなうたつてお

りますので、この個人用動産の範圍とい

うものを、具体的にお示しを願ひたい

と思ひます。なぜならば、米国人は日

本人とその生活程度が非常に違ひま

すし、男女を問わず、高価なる玉石な

どを所持していることが常でございま

す。日本に参りまして、税の特例に便

乗いたし、外国人同士、あるいは日本

人、第三国人の間に、いわゆる「パ

ター制」のような交換商売が行われがち

ではないかと思ひますので、そのた

めに、この個人動産の範圍というもの

を、お尋ねしておきたいと思ひます。

○平田政府委員 今のお尋ねの件は、

法律の第三條第二号に該当する事項か

と思ひますが、ここに明記してござい

ますように、「不動産及び不動産の上

に存する権利並びに投資のため又は事

業を行うために有する資産」、こうい

ふ

ふ

ふ

ふ

ふ

ふ

ふ

ふ

ふ

ふ

うものにつきましたは、かりに軍人、軍属またはその家族等が、日本において所有しておりました、それを譲渡、相続したような場合には、これは課税をする、しかしその他の動産類はおおむね、何と申しますか、日本で仕事をすする上において必要なものが大部分でございまして、たとえば自動車を持つてゐる、それが不用になつて、処分して掃る、あるいは電気冷蔵庫をどうする、そういう問題が主として考えられるかと思ひますが、そういう場合につきましても、どうも譲渡所得税なりを課税するのは、やはり実情に即せぬだらう、こういう意味で、そういう場合には課税しないことになつておるのでございまして、御指摘の通り、かりにダイヤモンド等を持つておりました、それを販売いたしました、これはやはりそのままで課税するというわけにも行かまいと思ひますが、通常そういう場合におきましては、なか／＼實際問題として捕提も困難でございまして、しして課税するということになつたとしても、実益に乏しいと考えられますので、ここに書いてありますように、不動産とか投資を目的とする財産、そういうものに対しては課税いたしません。しかしダイヤモンド等も、一種の商売みたいになつて売るといふようなことがございましてならば、これはやはり私は投資のためといつたようなふうになりかねない場合もあるかと思ひます。しかしそういうものにつきましても、具体的ケースによつて判断するほかないと思ひますが、通常たゞ／＼ダイヤモンドを売つて、譲渡所得があるという場合には課税

するといふのは、まあそこまで行く必要はなからうと考へておりますので、特にそういう場合には課税することにしていないことを、御了承願ひたいと思ひます。

○松尾委員 今の御説明を伺つておりますと、幾分ごぼれる点は猶予してございまして、何れも何れも、できるだけこの点を取締るような方向にしたいと思ひます。日本人と米国人の間にそのようなことが起きると、なか／＼嚴重な取締りをするので、なか／＼他の第三国人との間に起る場合には、なか／＼日本人の目的届かない所でこれが悪用されがちだといふことを、ひとつ御記憶を願ひたいと思ひます。

次に、第三條の二項に当りますところには、「合衆国の所得税を課せられない場合には、当該所得については、同項の規定は、適用しない。」とされておりますが、そのようなケースは、どういふふうな事情でどういふときをさすのかを、ひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 これはたとへばPXX等に勤務しておられますアメリカ人の場合でありまして、相当長く日本にいらして一年半以上ということになつておられますが、アメリカの所得税法が、一年半以上アメリカ外で勤務しておられます、そこで所得がある場合におきましては、アメリカの市民といへども合衆国の所得税を課税しない、こういうことになつておられるのでございまして、そういう場合に、アメリカの所得税もかからない、同時に、この協定の解釈次第で日本の所得税もかからない、そういうのはお互いに不合理だから、ないことにしよう、少くともどつちかの国の所得税がかかるようにしたい、こういう趣旨でこの規定を設けておられるのでございまして、おそれなく、今申し上げますPXX等の販賣機に勤務してゐるような場合に、そういうケースがあるのではないかと考へておられるのでございまして。

○松尾委員 次に、先般政府委員の御説明によりますと、今後は直接調達にしろと予測されておられるといふふうに言われましたが、この場合に、日本政府としましては、何らかの發言権があるのですかどうですか。軍がかつていろいろの資材を調達いたしますと、日本の経済復興、産業復興の計画が立たないのではないかと、私は憂へておられるのであります。そうしますと、日本の平和産業といふものが圧迫されますので、そこに日本の業者のいづゆるやみと申しますか、悪い行為が発生して来ると思ふのです。と言いますのは、いづれ外国人が日本人にいろ／＼なものを注文なさいますときには、コストの点を、相当たたくと思ふのです。それはかねての経験から申しましては、わかるといふに、なか／＼安いコストで日本の業者をたたく経験を私たちは聞いておられます。そうしてそういう場合に、だん／＼できないからというふうな声が高くなると同時に、向うの計画によつて現物、いわゆる資材の配給を受けて、こちらは労働の提供ということになると思ふのですが、そういうときに、コストをたたかれておられるので、日本の業者は、配給された資材を合理的に使つて、言いかえしますと、そこに過剰を来すようにして、その余つた材料で、世間で少くなつておる品

物を製造して、やみに流すといふかっこうになつて行くのは、必然だと思ふので、そういう場合には、戦後よくありましたように、あのような物資が不足して悪性インフレーションになつた苦い経験からすると、この点を私は大いに憂へておられるので、そのようなことがあるかないか。あつた場合にはどうしてこれを防止して行くのか。政府の御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○平田政府委員 お尋ねの問題は目下例の予備作業班と称します。將來はそれが合同委員会に発展して行くと思ひますが、そういうところで日本政府とアメリカ軍隊の当局者との間に、話が進められておられるのであります。大体は御指摘のようにはやはり直接調達という方向に行きそうです。いろいろの建設等に出す資金の方も、日本側がさしあたり負担する分は、御承知の通り協定できまつておりますが、實際問題として、アメリカ側で持つ方が、額としてはおそろく多くなるのが通常ではないかと予想されます。そうなりますと、やはり先方の責任においてやるといふことの方が、よりベターではないかと考へられておられるのでございまして、おそらく直接調達という方向に行くのではないかと見ておられるのでございまして。そういう場合において、今御懸念のような点が起りはないかといふのも、確かに一つの問題だと思ひますが、今後におきましては、もちろん調達の一般方針等につきましては、委員達の間には委員会の中に設けられます分科会、そういうところで十分相談してきめられるものと、私どもは考へ

ております。ぜひそういうしなければならぬと考へております。さらにまた御指摘の通り、具体的に非常に合理的でないといふ認められるようなことが、相違行われるといふことでは、ございませぬ。これは事實を調べて、日本政府としまして十分先方の反省を求めるといふことにはいたしません。私はそれほど心配するほどのことはないのであるかと思ひます。その点今までの占領軍としての行動に対する日本政府のいろ／＼な立場は、なか／＼むづかしいところがございまして、松尾さん御承知のことかと思ひますが、今度はすべて対等の立場で交渉に當ることに相なりますので、もちろん政府並びに日本国民の心がけ次第でございまして、運用と心構えのよろしきを得ますれば、相当その辺は合理的にやつて行けるのではないかと、かように考へておられるのでございまして。

○松尾委員 將來はそういうことが起きてみないとなか／＼わかりませぬけれども、戦後業者間のいろ／＼な実態を調べますと、ずいぶんこの問題があつたわけですね。当然統制をし、あるいは米軍からの配給によつてやつていた品物が、日本の普通の市場にたくさん流れて、私のうちのようになじめにやつていたところでは、そういうものに流されたようなことが、ずいぶんあつた。事實私どもの倉庫には向うの配給品物が相当余るのです。けれども私が議員なる立場もございまして、やみに流すわけに行かないので、売つてしまつて足りなくなつた人に補填してやつたといふような経験を、たくさん持つておられるので、いわゆる資材配給の場合には、そういう実態が現われて来

ております。ぜひそういうしなければならぬと考へております。さらにまた御指摘の通り、具体的に非常に合理的でないといふ認められるようなことが、相違行われるといふことでは、ございませぬ。これは事實を調べて、日本政府としまして十分先方の反省を求めるといふことにはいたしません。私はそれほど心配するほどのことはないのであるかと思ひます。その点今までの占領軍としての行動に対する日本政府のいろ／＼な立場は、なか／＼むづかしいところがございまして、松尾さん御承知のことかと思ひますが、今度はすべて対等の立場で交渉に當ることに相なりますので、もちろん政府並びに日本国民の心がけ次第でございまして、運用と心構えのよろしきを得ますれば、相当その辺は合理的にやつて行けるのではないかと、かように考へておられるのでございまして。

るわけです。

次に、関税特別措置についてお尋ね
します。出入港手続の免除のところな
んですけれど、第五條の三に規定して
ございます「合衆国の安全を保持する
ためその他これに類する事由により、
第一項但書」すなわち入港届とか積荷
目録とか旅客氏名とか、こういった表
を出さなくてもいい。及び関税法第十
八條の規定によりがたいときには、や
はりこの規定によらなくてもいいとい
うことが書いてございますけれども、
これはどういふ場合にどういふことを
さすのか。ひとつ御説明を願いたいた
思います。私は入港届も積荷目録も乗
つているお客さんの名前も明記できな
いというようなときは、非常事態をさ
すのではないかと思つて心配している
んですが、そういつたことではないので
しょうか。また初めからそういつたこ
とを予測して、こういうものを規定な
すつたのかどうか。この点をお尋ねし
ます。

○北島政府委員 第五條第三項につ
いての御質疑でございますが、「合衆国
の安全を保持するためその他これに類
する事由」と申しますのは、通常の事
態におきましてはこういう届を出して
いただきますが、軍隊の機密保持の上
で、どうしてもそのときはぐあいが悪
いというときも想定いたされまし、
また不開港に出入する場合、遭難その
他のやむを得ない事由でもつて、あら
じめ税関長に届を出すことができな
いということも考えられます。こうい
う場合には適用しない。但し先方のと
話合ひによりまして、その事由が消滅
したら、事後に届けてもらうという話
合ひにはなつております。

○松尾委員 その次にちよつとお尋ね
したいのは、国有財産特別措置法案に
ついてでございます。私は国有財産の
処理あるいはその活用に対しては、自
立経済の達成という国家的見地から検
討さるべきだと思つておりますが、これに
對してどうお思いになりますか。私を
對して言われまますと、過般來問題にな
つておつた四日市の旧海軍燃料廠を、
通産省が民間業者に拂い下げたとい
うことは、ちよつと納得が行かない感
がするわけなんです。しかも同廠は、
戦時中に国民の血税によつて建設され
たといふことを新たに呼び起し、なお
また日本の石油精製業者が、外国資本
の支配下に非常に圧迫を加えられてお
る今日、これは公費奉仕として、独立
後のわが国の石油精製業の対策をして
行かなければならぬ一つの拠点では
ないかと、私は考へておるのですけれ
ど、こうしたことになりました事情と
今後の見通しを、具体的に御説明を願
つておきましたら、その他の国有財産
の処理にも、非常に役立つ資料になる
のではないかと申すのです。

○小林説明員 ただいまの御質問の第
一点であります。国有財産の管理処
分の考へ方と申します。か方針に
は、もちろんたゞいま御指摘になりま
したような、自立経済の達成というこ
とも入れておるわけでありまして、旧
來のいろいろな軍関係の施設を、日本の
自立経済の達成のためにすみやかに転
活用するため、現在もたとへば賠償指
定施設の一時使用なり、そういう形に
おいてどん／＼活用をはかつておる。
それからまたすでに賠償指定を解除さ
れた、あるいはまた軍事占領を解除さ
れた施設については、重要と見られる

ような、また必要と見られるような企
業に貸付するなり、あるいは拂下げず
るといふ形において、目下やつておる
のでございまして、この国有財産特別
措置法案におきましても、そうした考
えを盛つておるわけでありまして、
それから第二の四日市にありまする
旧海軍燃料廠のごときでございますが、
今お話によりますれば、通産省の
方で民間業者に拂下げたことを決定し
たといふようなお話も出ましたけれど
も、実は四日市の燃料廠の拂下げと申
しますか、貸付と申しますか、その転
活用は、権限的にはこの財産を所管し
ております大蔵省でやるのでありま
す。賠償指定施設の使用につきまして
は、現在までにおきましても、国有財
産につきましては、司令部の方の認可
と申しますように、承認を受ける形に
なつております。そのためには大体こ
の石油関係といつたしましては、通産省
の方の推薦といふことが必要になつて
おります。この通産省の方で推薦する
場合に、一体だれにしたらいいかとい
うことを、通産省の方で通産省として
の意見をきめるために諮問委員会を設
けて、いろいろ御意見を承つていられ
な状況でございます。目下のところ
といつたしましては、だれにどうするか
という点については、決定いたして
おらない次第でございます。もちろん
今後この経営をどうするかといふこと
についても、やはり慎重に考へなければ
ならぬといふことで、私の方として
いろいろ／＼研究はしておる次第でござ
います。

○松尾委員 新聞によりますと、もう
そのような手続が終つたかのように伝
えられておりましたが、ただいまの御
説明を聞いて少し安心しました。とこ
ろで最後には大蔵省の権限によるとい
うことになつておりますが、ここで平
田主税局長は大いに大蔵省の立場か
ら、日本経済の自立に持つて行くよう
に、いわゆる民間業者が、これをただ
利潤の擧取に使わぬようなことにし
ていただきたいと思つております。

それからもう一つお尋ねしたいの
は、この措置法の全体を見ております
と、医療施設とか、保健所とか、
社会福祉事業施設、学校施設、公民
館、その他そういったものを全部望み
があれば地方公共団体に貸したり、あ
るいは拂下げたりするとなつており
ますけれども、それはただいまのところ
地方財政が非常に逼迫しております
し、いくら地方から大蔵省へ平衡交付
金の増額を要請しましても、これがか
なわなし、これをやればいいのだと
いう調子で片づけられると、まことに
困ると思つております。どうもその中
の、六十箇所だけ地方に委譲する、し
かもそれが赤字だからやつてしまふの
だといふようなかつこに聞いておる
のです。残したものは、いわゆる予備
隊のために、あるいは結核療養所のた
めにして、しかもその内容が赤字でも
うかつていて、政府があまり金を出さ
なくてもやれるといふところだけをひ
つこ抜いて残して、足りないところだ
けを地方に委譲するのはあまりひどい
んじゃないか、こう思つておるわけだ
も、こういつた点はどういふふう
に御処理なさるつもりか。明快なる御説明
を願いたいと思つております。

○小林説明員 この国有財産特別措置
法案によりまする医療関係の施設につ
きましては、そうした今御指摘のよう
なことは全然考へておりません。も
つぱら地方公共団体の方でこの医療施
設として、たとへば伝染病とかそうい
うもののためにつくりたいというよう
な場合におきまして、これを五割減額
した対価で譲渡する、あるいはまた貸し
付けるといふことになっておるのでござ
います。御指摘のありました現在厚生
省の所管しております病院の特別会
計所管の財産につきましては、これはこ
の法律によるのではなくて、別途国会
の御審議を願う法律として、出す予定
になつておるやうに聞いております。
むしろその場合におきまして、あるい
はその事業を監督しております厚生
省の方から、いろいろ御説明があるか
と思つては、私の方としては、この
法律としてはその問題と別個に考へて
おるわけでございます。ただいま御指
摘のありましたやうな考へ方ではない
といふやうに、見ておる次第でありま
す。その衝にないもので、詳しく御説
明できないのは、はなはだ遺憾でござ
います。

○松尾委員 その点はよくわかりまし
た。次に總括的にお尋ねしたいのは、た
だいまこの法律によつて処理して行く
といふ、いわゆる国有財産を最終後
からずつと活用していただらうと、非常
に歴大な収益があつたらうと私は想
像してはおります。ところで当局はこ
うしたものの活用方を、かねてGHQ
に願ひ出たときにご覧いただけますか。ま
た願ひ出たときにいけなと言われた
なら、どういふやうな理由であつたの
かをお聞かせ願ひたいと思つてござ
います。

○松尾委員 新聞によりますと、もう
そのような手続が終つたかのように伝
えられておりましたが、ただいまの御
説明を聞いて少し安心しました。とこ
ろで最後には大蔵省の権限によるとい
うことになつておりますが、ここで平
田主税局長は大いに大蔵省の立場か
ら、日本経済の自立に持つて行くよう
に、いわゆる民間業者が、これをただ
利潤の擧取に使わぬようなことにし
ていただきたいと思つております。

○小林説明員 国有財産については、大体これを大きくわけまして、行政財産的なもの、すなわち国の行政の目的に使うものと、それからそれ以外のもの、これをわねは普通財産と申しておきます。この普通財産につきましては、大部分が旧軍用財産関係のものとして、それから終戦処理で建てましたという／＼な建物、その他の施設があるわけでありまして、その旧軍用財産等につきましては、これをまた賠償指定として、司令部の非常な厳重な監督のもと、それからまたそれ以外のものがあつたわけでありまして、それ以外、大体司令部の方から現在占領の形において使用されている以外のものについては、日本側に解除されたわけでありまして、この解除されたものにつきましては、司令部の方の一々の承認を得ずして処理できたわけでもございまして、ただ司令部の方で現在使つておるものにつきましては、どうしてもほかのものがあるから、それを解除してほしいというようなことで折衝した例もございまして、それからお問題になつておりますのは、賠償指定関係の施設でございまして、これにつきましてもなかなかに許可のあつなかつたものもございするが、いろいろ折衝の結果許可されたものもありますし、また現在賠償指定の関係によりまして、日本側に解除されないものもあるわけでありま

○松尾委員 どうも私が聞いている範囲では、民間が非常に熱心にこれを運動いたしました結果によつて、政府にいわゆる一時使用のメモランダムが来ておるということをお聞かしておるのですが、それでもなか／＼これが、実際に

民間あるいは適當な必要な人たちが使つておる理由というものは、政府の手落ちだといふに聞かしているわけです。その手落ちとはどういふことかという、向うがメモランダムをよこした場合には、確かにこのような人間にこの計画のもとに使わせるから、という公の書簡を向うへ出さなかつたので、今のところはいらないのだらうからこつちへとつておけ、こつちからこつちへこつちのケースがたくさんあるや承つておるのでありますけれども、そういうことはなかつたでしようか。

○小林説明員 ただいまの御質問の点は、賠償指定施設の問題かと思つておられますが、賠償指定施設につきましては、大体現地にございまして関係の、たとえば工場関係につきましては、その通産省の意見を聞きまして、現地におきまして、いろいろの申請者がたくさんあつた場合におきまして、これをどうするかという一応競争がありまして競争を調整いたしまして、さらにまたどうしても現地的に解決を付け得ないようなものは、その現地の意見を付してこれを中央に持つて来るわけでありまして、大蔵省といたしましては、その現地から出て来ました案につきまして、さらに中央で、これまでは賠償庁を中心にしてございまして、いろいろと協議するわけでありまして、その協議の結果これがよろしいということになりまして、先ほど申しましたような通産省の推薦状と、それから大蔵省の方で一時使用をさせてよろしいかという申請書を添へまして、司令部の方に提出し、司令部の方でよろしいということになれば、その申請者に貸す、ある

いは一時使用させる、こういう形をとつておるのでございまして、今御指摘のような、民間の方が司令部の方に持つて一時使用の許可をとつた、それにもかかわらず、こちらがしなかつたという例はございせん。形式的には、司令部の方が直接民間の人に指示書を與えるというところはしておりませんので、ただ内容的に見ますと、われわれの方でよく聞く例でございますが、司令部の方でいいと言つておるのだというふうな話は聞いておりますが、實際いろいろ當つてみますと、そうでもない、いろいろの問題が出ておるのでございまして、いろいろその間においては、場合によつては時期的に少しづれたというふうなこともあるかと思つております、今申し上げたような点で、これまで処理しておりました、御指摘のような点は、私としては聞いておりません。

○松尾委員 そうすると、それは民間とお役所とのいわゆる見解の相違だと思つたわけでも、民間の方はあま形式ばつたことはわかりませんが、かえつてまわりで騒ぎ立てて、役所に御迷惑をかけているというふうなかつつこうのようには思われるのですけれども、實際においては、GHQの個人的意見によりまして、あるときにはこの施設あるいはこの物が必要でないために、特定の期間中だけ使わしめてやつてもいいと思つたので、いわゆるメモに近しいような言葉を吐いて、日本の役人はこれの手続をとつて来ない、いろいろのことを私はしばしば聞くのです。東京と違ひまして、私は横浜に住んでおつて、日本全国で一番占領軍の数が多いところで、個人といいま

しても、それ／＼その地位が違ひますから、その発言権あるいはその考えが、どこまで履行できるのかわかりませんけれども、しばしばかなり偉いところの人の個人の意見で聞くのですけれども、そういったようなことは、耳にお入りになつたことがないでしようか。

○小林説明員 先ほど申しましたように、司令部の方でいいと言つておる、このような話は聞いた例もございしますが、大体その／＼の場合におきましては、現地的にだれがいいかどうかという点の競争者が、おそらくたくさんある例があるわけでありまして、それをだれにきめるかという、日本の内部的な意見をきめるということでありまして、それに対して、司令部の方も、こつちのような意見であるというふうなことを聞いた例もございしまして、しかし、これも形式的になるでございまして、日本側としてのお意を表すはつきりするということにおきまして、申請書を出すとすることになるわけでありまして、その間においては、あるいは司令部の筋においていいと言つたから、早く一時使用の申請書を出してくれ、というような例も聞いたことはあります、これは非常に少いケースだと考えております。

○松尾委員 この中に、中小企業工場の場合にはリンク制になつて、使わなくなつた機械をスタックとして出さなくてはならないのではありませんか。

○小林説明員 ただいまの御質問は、国有財産特別措置法案の第九條でござい

ますが、この法律のねらいとしては、現在中小企業のいろいろな設備について非常に合理的でない、こういうふうな声を聞いておるわけでありまして、そこでたまたま賠償指定を解除される機械が相当ありますので、この機会に、中小企業者の持つておられる性能の低い機械と、それからただいま申しした国有の機械と交換するということを考えたかどうか。もちろんこの場合におきまして、中小企業の方にございしても、機械を売つてくれという場合があるならば、それは売るといふことで問題は解決できるかと思つておる。しかしながら、いろいろ資金の關係その他におきまして、自分としては新しい機械をよけいに増設するのじやない、この機械はいらなくなる。だからこの機械ととりかえてくれというふうな御要望がある場合におきまして、現在におきましては、国有財産法では土地建物について交換の規定がございしますが、機械の交換の規定がない。そこでこつちのような規定を設けまして、中小企業者のためのはかろうじやないか、こつちのことにしておるわけでありまして、この交換された機械というものにつきまして、さらにまた国として、これを交換の希望者があつたならば、その古い機械を使つたらどうか、こつちのような考え方もあるわけでありま

すが、機械の交換をすれば、それは売るといふことで問題は解決できるかと思つておる。しかしながら、いろいろ資金の關係その他におきまして、自分としては新しい機械をよけいに増設するのじやない、この機械はいらなくなる。だからこの機械ととりかえてくれというふうな御要望がある場合におきまして、現在におきましては、国有財産法では土地建物について交換の規定がございしますが、機械の交換の規定がない。そこでこつちのような規定を設けまして、中小企業者のためのはかろうじやないか、こつちのことにしておるわけでありまして、この交換された機械というものにつきまして、さらにまた国として、これを交換の希望者があつたならば、その古い機械を使つたらどうか、こつちのような考え方もあるわけでありま

○松尾委員 私の知つてゐる民間の、中小企業工場といへば、それまでです

けれども、かなり資力を持ち、大きな工場を持つている人が、この法律が出る前に、非常に古い機械が大分あつたわけですから、それで申請いたしましたところが、お役所の御見解で、お前のほしがつてゐるものは、日本の至る所どこだつて、金さえ出せば買えるのだから、これを拂下げるわけには行かない、拂下げる場合には、それをつくる場合に、非常に長い月日を要するとか、日本では手で手に入らないような機械だから、というような特定の條件がつけられなければ、拂下げることも交換してやることもできないと断られたと、数日前に言つて来ているのですけれども、こういうのはどういふふうな処理したらよろしいでしょう。

○小林説明員 ただいまの御質問の点は、こういうことではないかと考えております。先ほど申しましたように、賠償指定の機械につきましては、現在も売却といふことは禁止されておるわけでありまして、そこでこれを活用するといふことで、一時使用という形で活用をはかつておるわけでありまして、この一時使用の申請につきましては、国有財産については、司令部の方の承認を受けておるわけでありまして、この司令部の方の承認の基準といたしまして、たゞいま御指摘のあつたように、どうしても日本において現在に手に入らないようなものとか、あるいは日本の自立経済にすぐ役立つような場合であるとか、そういうような基準におきまして、司令部の方としてはこの一時使用といふことを認めておる次第でございます。従ひまして、大体私どももいたしまして、ただ何でも

持つて行くといふのではなくて、やはり通産省の御意見なり、いろいろのものを聞きまして、たゞいまのような基準に合つておるかどうかといふことを認定して、それで司令部の方に對してその承認を受ける、こういうことになつております。従つて御指摘の点については、あるいはそうした基準に該當しないといふことで、留保されたのではないかと考えております。なお賠償指定の解除になりますれば、これはまた一般競争入札なり、あるいは指名競争入札なり、あるいはまた第九條の規定によりまして売るなり、あるいは交換といふ形において、御要望の点を満足することができるようになるかと考えておりますが、たゞいまのところはそういう扱いになつておりますので、今御指摘の点は、さらにまた具体的に御話がありますれば、調べてみたいと思つておりますが、以上のような次第でございます。

○松尾委員 公開入札になつて参りますと、ほしい所にはほしい物が行かないといふかつかうに、しばしばなるわけです。また仲買人なんかが出てきて、非常に価格の暴騰にもなりますので、あまり芳ばしくないと申すので、この国有財産処理に際しましては、民主的な審議会をつくつて、必要な方面の人たちの代表にそこへ入つていただいて、おやりになつた方がよいのじやないかと思つております。あるいは最終的に公開入札もつこうなんですけれども、そうした機関を通して大いに活用したいと申すものは、公開入札もいじやないか、こういうふうな考へておるわけですか。所管庁だけがこの処理

に当らないで、いわゆる民間の団体なども入れた審議会を通して、民主的な形で、これは国家が扱へ、これは民間に——その民間もこうしたものにはこうした条件で、ということをおきめになつた方が、私は有利じやないかと考へております。

それからもう一つお尋ねしたいのは、これを拂下げる場合には、普通財産もあるいはほかのものもそうだけれども、帳簿づらとその価値がちやんとしているのではありませんか。たまたま管理の責任を全うしなくて、帳簿に載つてはいるけれども、非常にその価値が落ちてゐるといふようなことはないのでございませうか。その点をひとつお伺いしたい。

○小林説明員 この機械その他の旧軍用財産、あるいはまた国有財産一般になりましても、国有財産の売却い処分につきましては、むしろ入札なりその他をとりまして、随分といふますが、相対契約で、しかもそのきめ方について、いろいろ民間の方も入れて公開的にやつたらどうか、こういうような御意見でございますが、いろいろなむずかしい問題がございまして、私の方としては、大體適時、的確と申しまして、ようか、必要となるに、いろいろなわれわれの方の考へておられますようなところに、国有財産が活用されるということが非常に望ましく、またそのように具体的に考へておる次第でございますが、たまたまその競争者が非常に多い、需要者が多いといふことになりますると、どうしても抽籤するなりあるいはまた会計法原則に従ひまして、どちらが有利と申しましませうか、買いたい熱意がどちらにあるかといふ

ことで、やつておる次第でございます。できる限り必要なところに活用されるように、今後とも考へて行きたいと思つております。

それからなおその価格の問題でございますが、現在この価格につきまして、国有財産一般につきまして、取得価格、そのとき買った値段が現在の記帳価格になつておる次第でございます。現在におきましては、大體時価主義でこれを売り拂うなり、あるいは貸し付けるという形にしておりますので、合帳の価格に拘泥せず、現在の時価においてやるということになつております。

○松尾委員 旧陸海空軍の施設を全部解放しないで、一部は行政協定に基いてとつておくのだという話も、ちらりとかがわれましたけれども、その場合に米軍の方から、敵産管理として押えた当時の機械あるいは施設の実態と違つて、破損したり紛失したりしている場合には、弁償しろなんという請求を受けるようなことはございませんか。その点をお伺いしたい。

○小林説明員 国有財産特別措置法の関係におきましては、行政協定を実行するために保留しておくという考へは毛頭ございませぬ。ただ行政協定の実施に伴う国有財産の特例におきましては、日本側とアメリカ側におきまして、りきめができたものについては、アメリカ合衆国に国有財産を提供するといふことになつておりました、それ以外のものでございまして、すべてこれを先ほど申し上げましたように、必要なら活用しようといふように考へておる次第でございます。

○松尾委員 講和が発効しまして、すでにこうしたものには解除になると思つておりました民間の人が、けさほどの話によりまして、民間の接収された家屋とか土地が、もう一年間接収解除が延びてしまつたんでいつて、非常に悲観して、私がかこへ出て来る前につかまへられて訴えられたのです。これはちよつと筋が違つてもしれませんけれども、この点何かおわかりになつてゐる点ございませうか、御説明願ふとつてございませぬ。

○小林説明員 実はそういうお話をお聞きたのは初めてでございます。私の方といたしましては、予備作業班で仕事を始めるときにおいて、向うからいろいろ話を聞いたところによりまして、駐留軍に、ずつと話が進まないのであるものについては、使用を認めるという、行政協定の交換公文にある通り考へておりました、それ以外のものについては、條約効力発効とともに、これは日本側に返還なり解除されるといふように考へております。なお御指摘の点がございませうか、さらによく調査して参りたいと存じます。

○三宅委員 私はたゞいま議題になつております法案について、二、三質疑をさしていただきたいと存じます。

まず平田主務局長にお尋ねいたしますが、日本とアメリカ合衆国との間におきまして安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う規定でございますが、大體アメリカの法人が日本の國に参りまして、米軍の基地の設定とか、あるいは所要の調達をする、建設をする、こういうことに相なると考へておりますが、米國の本國で契約して来たのでありますから、日本に来てその工事

を進行する場合におきましては、やはり日本人を手下に使つてやる、下請をするということがあるのではないかと思ひます。この点については、どういふふうに政府は思つておられますか。下請した場合におきましては、その元の会社の方には御迷惑をかけない、下請をした方にはかける、こういうことになりませんか。その辺をひとつ承りたいと思ひます。

○平田政府委員 先般も申し上げました通り、日本で行われます建設関係の工事は、大部分が日本におきまして入札等の方法によつて契約され実行される。その際には、もちろん日本の請負業者あるいはアメリカの請負業者が、ともに参加する場合があります。思ひますが、原則としてはやはりそのように聞いております。ただ先般も申し上げましたように、非常に特殊な設備、たとえば電波関係の工事、こういう場合には、ちよつと日本の業界ではよくない。そういう場合におきまして、アメリカの本国で契約を結びまして、向うから会社あるいは個人の契約者を通して来まして、それでむづかしい仕事をやらせる、そういう場合におきまして、この行政協定の特別に基きます税法の特例が認められる、大体私どもはこのように理解しております。その後いろいろ予備作業班で事務折衝をいたしておりましたが、そういう際の考え方が、大体同じような考え方のようでございます。

従ひまして所得税なり法人税が免除されまします場合は、全体の工事量の中のほんの一部だと私どもは理解しておりますが、そういう場合におきましても、なおかつお話のように、もちろん

全部の資材あるいは全部の従業者を、向うから持つて来てやるというわけには参りないのであります。やはり責任者あるいは技術者、あるいはある程度の管理者、あるいは非常にむづかしい工事をやる特殊な労働者、こういう人々が向うからやつて来まして仕事をなさるだらうと思ひます。そういう同じ仕事の場合におきましても、相当大がかりな仕事になりますと、私はおそらくやはり日本の下請業者が請負わしてやらせるということになるだらうと思ひます。その場合におきましては、もちろん下請の方は別段課税上特例は設けておりません。向うから連れて来まして特殊な人々だけが、この特例を受けるということになるわけでございます。

○三宅(則)委員 ただいまの御説明で承りましたましたが、次にこの前もたしか皆さんからも御質問があつたわけでございますが、物品税のことにつきましても伺ひます。これは軍隊もしくは家族構成員等にこれを提供した場合においては、日本の物品に對しては物品税を免除する、こういう規定があるわけでございます。これは当然であると思ひますが、これを納めたにいたしましても、横流ししては困るということ、これを防止するため、必ず何かレッツケルを張るとか、極印を押すとかして、これは米國駐留軍に納めたものであつたら、日本人の使用を禁ずる、こういうような方法を講じた方がはつきりするかと思ひますが、主税局長は今どういうふうに考えておられますか、承りたいと思ひます。

○平田政府委員 御懸念の点は確かに

いろいろありますので、この法律におきましてもいろいろ制限をくつつけております。たとえば処分する際には許可を受けなければならぬとか、それを受けないでやる場合におきましては、譲渡者に対しては一種の制裁を加える。現在はいわゆる横流し使用するようなものにつきましても、どうも日本側の法律を適用して処罰するということはできないわけでございます。今後この法律が実行されました後におきましては、免税品を横流ししたというような場合におきましては、それ／＼必要な処罰規定の適用を受けるといふことに相なるわけでございます。その辺は今までもよほど法律関係が明らかになりまして、よくなつてはならないか。その際におきましても、もつと商品自体に何か特別のくふうをしたらどうかということのようでございます。ただタバコの方は、たとえばミリタリー・ユース・オンリー軍用だけという封がござりますが、それがやはりある程度横流しされておるといふのが事実でございます。そういう方法によつて防ぎ得るかどうか、これも問題であると思ひますが、私もやはり今後施行に際しまして、できる限り横流し等のことのないように、相互に協力しましてやつて行きたいというふうに考えておる次第でございます。

○三宅(則)委員 この法令の第九條の物品税のことでございますが、この第一項におきまして、政令で定めるところがござりますが、政令で定めるところを定めるといふ腹案でも今持つておられますようか。場合によりま

しては、そういう事態にぶつかつたときに、政令をもつてつくるという意味合いでありませうか。その点を承りたい。

次にこれに関連いたしましたして、昭和二十七年四月七日に日刊食糧通信という通信が出ておりますが、これによりまして、砂糖消費税を千七百円に期待とかいふ記事があるわけでありませう。これは御承知の通り、今国会におきまして、水あめ、ぶどう糖の物品税を免除するために、わざ／＼砂糖消費税を百斤当り千九百五十円に上げて、これを四月一日から実施しておるわけでございます。たゞ、この通信によりまして、全果菓子連合会の北本理事長並びに若原専務、こういう人がまた元通りの千七百円の大蔵省の原案だつたものの方にどした、こういう運動を展開しておるといふことが載つておるわけでありまして、おそらく補正予算等においては、おそらく補正予算等においてはおそらく補正予算等、政府といたしましては、どう考へておられますか。これも関連いたしておられますから、御説明を願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 前段の九條の政令でござりますが、これは現在輸出免税の制度等に関連いたしまして、物品税法にそれ／＼必要な手続的な規定を設けておられますが、ほぼそれに準じまして、必要な規定を設けたいと思ひます。主として免税の手続に関するものでござります。それからいまいつお尋ねがござりますが、砂糖消費税をまたこの際引下げるといふのではないかとお尋ねござ

います。私もそういう考えは現在のところ全然持つておりません。

○三宅(則)委員 今の御説明は確かに政府当局としてははしかるべきであらうと思ひますが、今言つたような問題が流布せられて、せつかく本国会におきまして成立を見ました物品税の改正によつて、特にあめ、ぶどう糖に對する物品税の免除のために、砂糖の消費税の方が上つたわけでございます。また、最近においてこれと、くり返すということになりますと、これは政治をもてあそぶものである、こういうおそれがありますから、どうかせつかく政府におきましてもその線は堅持されまして、そうむちやくちやくかつてにやるものではないということにしてもらひたい、かように考へるものであります。

次に関税のことに關係がござりますので、北島部長にお尋ねしたいと思ひます。それは連合国軍が使つておりました自動車を、最近になつてすでに拂下げおるわけでございます。この拂下げ等につきましても、もちろんある程度まで関税もかかると思ひますが、將來、相当拂下げの用意を持つておられますか、どんなふうでありますようか。日本とこの協定ができました以後におきましても、今まで使つておりましたハイヤーあるいはトラック等を拂下げる用意を持つておられますか、どんなふうになつておられますか。部長のお考えを承りたい。

○北島政府委員 この拂下げ自動車の見込みにつきましては、私の所管では実はござりませんで、通産省が外貨資金の割當をやつておられます。二十七年

度におきましても相当量の拂下げがあ

る由を私は聞いておりますが、その数字はまだ確定いたしてないようでございます。

○三宅(則)委員 本問題と多少食い違があるかもしませんが、やはり国産の自動車と向うの自動車とを比較いたしますと、国産の自動車より向うの自動車の方が相当性能がよろしい、こういうことを聞いておるわけであり

ます。しかし国産の奨励も必要欠くべからざるものがありますので、そういうものに関連いたしましたこと、国産品も多少奨励をするということもつけよう

であります。また先進国のよい長所を取入れまして、わが国の産業を刺激せしむるために、ある程度まで不要品

になりまして自動車等は内地にもせひ拂下げをしていただきますと、これが日本の交通量の緩和にもなり、また産業の啓発にもなると思えますから、当局といたしまして、十分この折衝を

いたしていただきたいと思えます。これは希望でございますが、御答弁ができましたら、一応御説明をいただきたいと思えます。

○北島政府委員 御希望の点につきましては、通産省の方にもよく連絡をいたしておきます。ただ、ただいまちよつとお話ございましたように、外国の自動車は値段が非常に安い。現在の関税は、乗用車につきましては四割、

その他の自動車につきましては三割の税金がかかっております。その上にさらに物品税がかかっているものであります。それが、それにいたしましたも、最終価格は国産品に比べて安いという状況でございます。これについては現在の関税率の四〇％というのは、国内産業保護のために妥当でない率ではない

か、不適當ではないかという気もいたすわけであり。自動車工業は日本でも今後相当振興する必要がある。将来関税率などももう一べん見直します際には、こういう自動車の関税などについては、もう少し高くした方がよいのじやないかとたいま考え

ております。○三宅(則)委員 時間の関係がおりますから、もう一点だけ今度は小林説明員の方にお尋ねしたいと思えます。国有財産につきましては、過日

来たびく質問があつたこととございませうが、この旧軍用財産のものを中小企業のために拂下げをいたしましたり、交換する、こういうふうになつてお

ると思えますが、この数量等につきましても、調査をせられまして、どのくらいの数量をそういう方面にまわそうという御用意がございませうか。もしあり

ましたら、この際御説明をいたすから承りたいと思えます。○小林説明員 御質問のこの数量については、実はどの程度まで中小企業に

やるかについては、目下通産省と寄り寄り相談中でございますが、大体賠償指定の機械類については、現在一時使

用という形で相当転活用してあります。それからなお残つておるものは、現在賠償指定のままで転活用を認められない数字でございます。全体として、この中に機械器具類も入つてお

ります。現在約二十九万台と申します。器具類も入つておるので、概数はその程度になつております。このうち

に於いて中小企業に使われるようなものにつきまして、大体この程度ならば行けるだろうということを通産省と相

談しておりますが、相当これも多量に上るかと思つております。ただ大蔵省としては、中小企業の実態的なものはよくわかりませんので、具体的な数字

をまだ発表できる段階にないのは、はなはだ残念でございます。○三宅(則)委員 承知をいたしました

が、次にこれに補足をいたしました。どなたでもつけようですから、おわかりの方から御説明を願いたいのであ

ります。ただいまのところにおきまして、賠償指定になりました工場、機械等も、ほとんどこれは解除になるわけ

です。あると私は思うのでありますが、そういうものに対しては、帳簿価格等におきましては、ある程度まで一時に

価格をつけかえる、こういうことを言われておるのであります。そういうような数量等も調査済みになつておりますが、今後相当活発にそうした賠償

指定工場が解除せられまして、わが国の産業開発に相当寄與せられると思

います。○平田政府委員 賠償指定施設はいろいろございまして、その固有の方は別にいたしまして、民間の所有の方は先般の調べによりまして、たしか従前の帳簿価格で約十五億円程度でございます。従いまして現在の時価に直しますと、相当な額に上るようでございます。もつともその中には、おそれるす

で陳腐化したしまして、うまく使えないようなものもございまして、うまいし、あ

るいは昔のままによく保存されてお

りまして、最近の経済情勢のもとにお

きまして、よく使えるものもあろうか

と思ひます。その辺のことはあまり細

目の調査をいたしておりますが、従

来の帳簿価格によりまして、大体民間

は十五億あるようでございます。○三宅(則)委員 つけようです。○佐久間委員代理 本日は午後一時より本会議が開かれますので、この程度にて散会いたします。次回は明十一日午前十時より開会いたします。午後零時三十四分散会

昭和二十七年四月十五日印刷

昭和二十七年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所